

13 | 洗面所

基本的考え方

洗面所の利用頻度は高く、便所と一体的に設置される場合が多い。高齢者や車いす使用者への配慮はもとより、子どもにとっても利用しやすい設計を行う必要がある。

整備基準	洗面所	解説図
	<p>不特定かつ多数の者が利用する洗面所を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 床は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 手洗いの水栓器具は、光感知式、レバー式その他の操作が容易な方式のものを設けること。</p> <p>ウ 洗面器は、カウンター式とし、車いす使用者が容易に使用できるものを設けること。</p> <p>エ 鏡を設けること。</p>	図 13-1 洗面所

整備基準の解説

図 13-1 洗面所

エ 鏡

車いす使用者や子どもにも対応できる高さの鏡を設ける。

ウ 洗面器

カウンター式とし、脚部がゆったり進入できる下部スペースを確保する。

ア 床

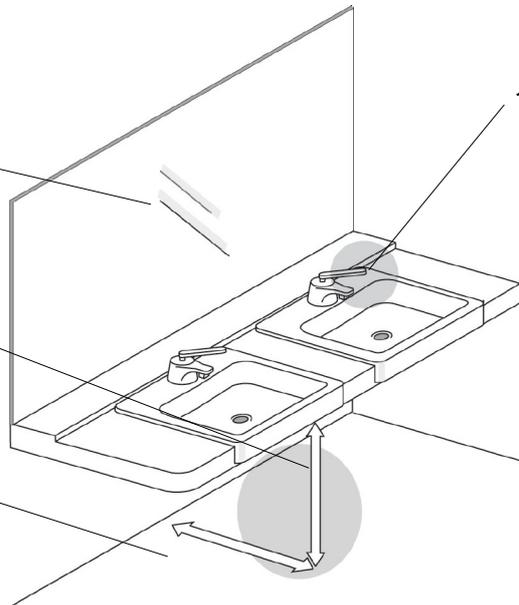
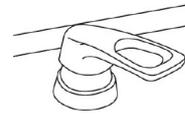
床が濡れることを想定し、石、タイルの磨き仕上げ等、滑りやすい床の仕上げは避ける。

イ 手洗いの水栓器具
操作の容易なものとする。

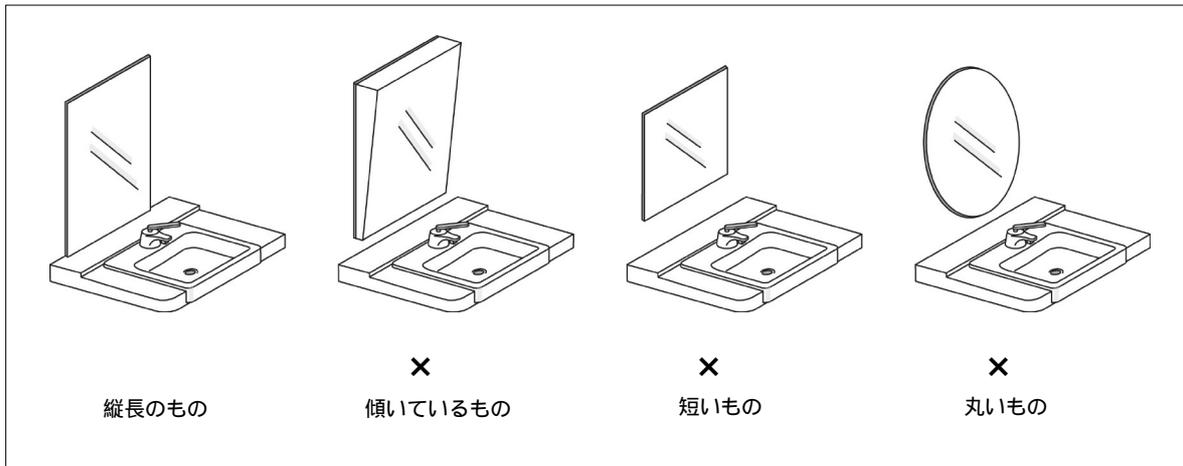
光感知式



レバー式



鏡の形状



設計上の配慮事項（動作特性格）

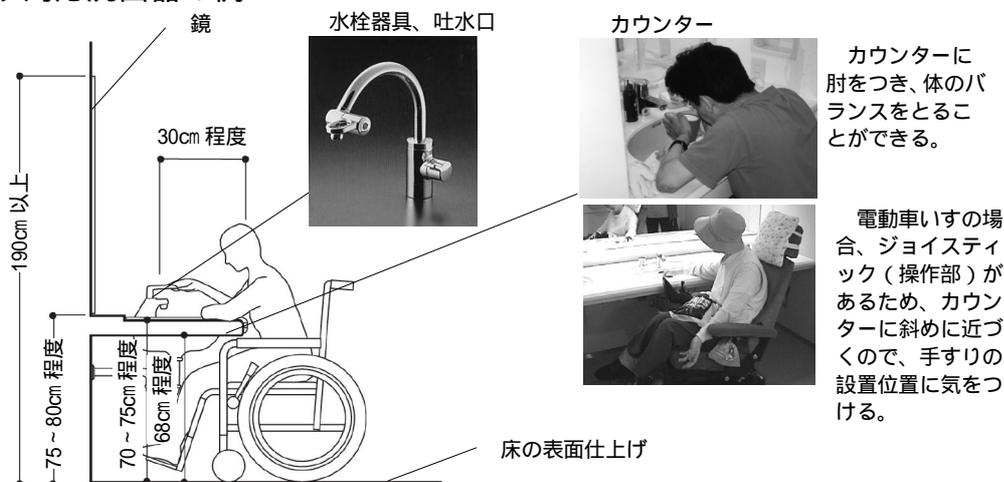
ここでは、整備箇所別、動作特性格別の「設計の配慮事項」を示している。

	設計図内の番号	肢体不自由			
		立位移乗	座位移乗	介助移乗	
		杖歩行	歩行器等	車いす（自走車いす・電動車いす・介助用車いす等）	
鏡		・カウンターの上端に鏡の下端を揃え、上端は立位で全身が映るように鏡の上端を設定する。			
水栓器具、吐水口		・レバー式や光感知式等、操作が容易なものとする。 ・カウンターの手前から水栓器具及び吐水口までは、手が届きやすい寸法（30cm程度）とする。			
カウンター		・車いす使用者や子どもにも使いやすいためカウンター上面高は70～75cm程度とする。 ・また、複数設置する場合は、立位で使いやすいもの等、高さの異なる洗面器を設けることが望ましい。			
		・カウンター下部高さを68cm程度とし、脚部が進入できるものとする。			
床の表面仕上げ		・石、タイルの磨き仕上げ等、滑りやすい床の仕上げは避ける。 ・水に濡れることを想定し材料を採用する。			

設計上の配慮事項（設計箇所別）

ここでは、設計箇所別に配慮事項を示している。

車いす対応洗面器の例



- ・洗面所が独立してある場合、車いす使用者が転回できるスペースを確保する。
- ・荷物を置くための台、フック等の取付けが望ましい。

整備事例

カウンター下部スペース



- ・カウンター式で、カウンターの下部が 68cm、上部が 75 cm のため、車いすの進入が容易である。（石川県庁・金沢市）

高さ違いの洗面カウンター



- ・高さの違い洗面カウンターがあり、子どもたちの状況にあわせることができる。（県立総合養護学校・金沢市）

管理、人的対応の留意事項

- ・光感知式水栓は、汚れや故障がないよう、定期的にメンテナンスを行う。
- ・洗面器の下部スペースには、掃除用具やゴミ箱等を置かず、車いす使用者に十分配慮する。